

昭和二十五年十二月八日受領
答 弁 第 一 二 七 号

(質問の 一二七)

内閣衆質第一二七号

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣 吉 田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出池上特殊飲食街に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員風早八十二君提出池上特殊飲食街に関する質問に対する答弁書

一 池上特殊飲食街の建築費として、城南信用組合より融資が行われた事実はあるが、東調布信用組合より融資が行われた事実はない。なお、東部殖産組合なる金融機関は存しない。

右の金融機関は、一般中小企業者を対象として業務を執行しているのであつて、従来の取引状況、信用状態等により右のごとき業者に対しても融資を生ずるのはやむを得ないと思われるが、なお今後は一層社会教育上の顧慮を拂わしめるよう指導して行きたい。

二 池上警察署長警視大橋秀雄が土地あつせんを行つた事実はない。

地元民の反対陳述については、同署長は問題が東京都主管であることを説明し、当局に陳情するよう指導したものであつて何ら職権濫用の事実はない。従つて何ら処分する必要をみとめない。

右答弁する。